

特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の交付について

特定創業支援等事業による支援を受けたことについて、阿賀野市長の証明（証明書の発行）を受けたい方は、以下の「証明書の交付要件」を満たしたうえで、阿賀野市に証明書の交付申請を行ってください。

1. 証明書の交付要件（証明申請ができる方）

証明申請の時点において、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

(1) 次の①又は②に該当する者

- ①創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）
- ②創業後5年未満の者（事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人）

- (2) 特定創業支援等事業において、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る個別相談指導を、1か月以上にわたり4回以上受けたことが「創業支援カルテ」で確認できる者
※特定創業支援等事業は創業支援等事業者（阿賀野市商工会）が実施。

2. 証明書交付までの流れ

(1) 阿賀野市に交付申請書を提出する

【申請に必要な書類】

- ア. 「経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書」（以下、「申請書」という。）・・・1部
 ※複数証明書が必要な場合はその部数
- イ. 「特定創業支援等事業に係る個人情報の提供に関する同意書」・・・1部
- ウ. 「創業支援カルテ」の写し・・・1部

上記書類を阿賀野市商工観光課商工振興係に郵送又は持参してください。

※証明書は即日発行ではありませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

※証明書の交付に係る手数料は、無料です。

(2) 証明書の交付を受ける

阿賀野市は、申請書を受理後、証明書交付の可否を確認し、適当と認められるときは、申請者に証明書を交付します。（申請から証明書交付まで1週間程度かかります）